

学校図書館と専門図書館 コピーはとれない？  
—著作権法第 31 条の「図書館等」に含まれるために—

学校図書館問題研究会 事務局長 林貴子

1. 学校図書館問題研究会の動き

①「著作権法第 31 条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて（要望）」  
提出（2020 年 9 月 26 日付）資料 1

②「著作権法第 31 条における「図書館等」に学校図書館を加えることで対応できる事例  
について」提出（2020 年 10 月 20 日付）資料 2

要望書と事例集は、第 4 回ワーキングチームに参考資料として配布された

③パブリックコメントへ意見を提出

2. 著作権法第 31 条の「図書館等」に学校図書館を加える意義 資料 1 参照  
学校図書館が複写の主体となり、複写サービスを提供すること

「とりわけ、小・中・高の学校図書館を法第 31 条の対象となる「図書館等」に追加することについては、昨今、アクティブラーニングなど従来の授業の枠にとらわれない児童生徒等の主体的な学習が重視されるとともに、オンラインでの教育・指導等が普及する中で、図書館における各種サービスへのニーズも高まっていると考えられるところ、本ワーキングチームの議論においても追加すべきとの意見が大勢であった。これを踏まえ、政府においては、現在、関係団体間で行われている協議の状況をみながら、学校図書館に期待される役割等を十分に勘案の上、早急に適切な対応がなされることを期待する。」

（2020 年 11 月 13 日付「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」 p22 より抜粋）

### 3.課題

- ・ 当事者間の調整
- ・ 著作権施行令の定めるところ、複製が認められる図書館等には、職員についての要件（司書資格、指定の著作権講習を受けた者など）がある
- ・ 現場の条件整備
  - 複写のガイドライン作成
  - ハード面の整備（コピー機・ネットおよび ICT 環境など）

2020年9月26日

関係各位

学校図書館問題研究会

代表 狩野 ゆき

著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて（要望）

日頃より学校図書館の発展のためにご尽力を賜り感謝申し上げます。

学校図書館では、授業や、学校行事などの特別活動、クラブ活動での利用だけでなく、児童生徒自身の興味関心にもとづく利用や、教職員の授業に該当しない教育活動や研究による利用があります。学校図書館法にあるとおり、学校図書館の役割は「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」ために、他の図書館等と協力し、資料や情報を提供することです。

授業など、学校の教育計画に沿った活動における複製の要求に対しては、著作権法第35条にもとづいて対応することができます。けれども、授業に該当しない利用の場面では、学校図書館が著作権法第31条の「図書館等」に含まれていないため、複製の要求に応えることができません。

また、「文化審議会著作権分科会 法制度小委員会 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」で議論されているデジタル・ネットワーク対応についても、新型コロナウイルスによる休校や学校で導入が進む教育のICT化に伴って、学校図書館でも対応できるようになることの必要性を強く感じています。

以上のことから、下記のとおり要望いたします。

#### 記

学校図書館においても著作権法第31条にもとづく複製ができるように、「図書館等」に学校図書館を追加してください。

（理由）

- ・授業には該当しない、児童生徒自身の興味関心による読書や調査も、子どもたちの成長と発達に必要不可欠な活動である。学校図書館がその活動を支援し、児童生徒の知る自由を保障するために、複製物の提供は欠かせないサービスの一つである。

- ・学校図書館は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学校にある身近な図書館である。公共図書館が近くにない行くことができない児童生徒もあり、学校図書館が第 31 条にもとづく複製ができる意義は大きい。
- ・教職員は、授業に該当しない児童生徒の活動を指導することも少なくない。また、教育活動を豊かなものにするためには、さまざまな研究が必要である。教職員のこうした活動に対しても、学校図書館が複製物を提供することができる。
- ・法改正により送信サービスが可能となれば、休校中あるいはオンラインで、授業に該当しない活動をする児童生徒に対して、必要とされる資料の複製物を提供することができる。
- ・学校図書館も絶版等で入手困難な資料や貴重な資料を所蔵しており、それらを保存したり、他の図書館等へ提供したりするために複製することができる。
- ・学校図書館においても、国立国会図書館により自動公衆送信されたデジタル資料を印刷して提供することができるようになり、児童生徒の学びや教職員の研究を深めることに資することができる。
- ・児童生徒や教職員にとって、学校図書館で法律に沿い著作権に配慮した複写サービスが受けられることは、著作権に対する意識の向上や、生涯学習における著作物の倫理的な活用につながる。

以上

学校図書館問題研究会

(E-mail) [info@gakutoken.net](mailto:info@gakutoken.net)

( URL ) <http://gakutoken.net/>

事務局 林 貴子

2020年10月20日

様

学校図書館問題研究会

代表 狩野 ゆき

著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることで  
対応できる事例について

日頃より学校図書館の発展のためにご尽力を賜り感謝申し上げます。

先日は「著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて（要望）」をお受け取りいただき、ありがとうございました。

今回、要望書に挙げました各項目について、該当する事例を現場の会員から聞き取り調査し、下記にまとめました。期間が短いため多くはありませんが、全国の学校図書館で起こりうる代表的な例が挙がっております。

資料としてお送りいたしますので、現場の様子をご理解いただく一助にいただければ幸いです。

事例のまとめ

○授業には該当しない、児童生徒自身の興味関心による読書や調査。

- ・授業や部活動に関連のないコンテストやコンクール（大学主催のもの等）に出すレポート作品を作成するための資料コピーの依頼。
- ・美術大学を進学希望している生徒が、予備校の課題のために牧溪の水墨画を調べた際、該当資料が複数にまたがり、かつ非常に大きく持運びに適さないことが判明した。
- ・進学予定の大学から課された課題レポートを作成するために必要な資料のコピー。
- ・趣味や習い事、料理・お菓子作りレシピ、図鑑での調べもの等の資料コピーの依頼。
- ・生徒から自分が載った新聞記事のコピーを依頼された。（進路等に関係なく欲しいという場合）。自分の興味・関心のある新聞、雑誌記事のコピー依頼は潜在的にある。

○教職員の研究活動や授業に関わらない情報収集

- ・事務職員による研究のための複写。学校事務上での法的解釈・先行事例等を研究するため、学校事務の法律相談のような資料を複写したい場合、学校の運営上は有意義な活動だが、明らかに「授業活動の一環」とはみなせない（この場合は業務上の使用に当たる

ので、30条での私的複製もできないと思われる)。

- ・教職員から教育関連新聞記事のコピーの依頼。
- ・教職員が事典の編集の仕事を受けたので、そのために必要な資料のコピー。

○学校図書館も絶版等で入手困難な資料や貴重な資料を所蔵しており、それらを保存したり、他の図書館等へ提供したりするために複製することができる。

- ・学校図書館が第31条対象の図書館となれば、著作権の取り扱いが不明確な過去の学校刊行物や地域資料等を、著作権者の許諾なしでも複製して保存することができる。特に学校図書館は保存環境が好ましくない場合が多く、資料の痛みも早いためこの規定が有用な場合は多いと思われる。
- ・「今住んでいる近くの公共図書館にはないもので、この学校で見たことがある資料をコピーさせて欲しい」とOBから依頼があった。該当資料は貴重書であり、校外には貸出してない。
- ・生徒や職員が作成した学校独自の資料の複製の問い合わせがあった時。

○学校図書館においても、国立国会図書館により自動公衆送信されたデジタル資料を印刷して提供することができる。

- ・教員の研究で、李鴻章が日清講和条約で来日したとき箱根に来ていると聞いたが、あり得ないので調べたい。その当時の伊藤博文の日記を入手できるか？ というレファレンスに、国会図書館にある資料にヒントがあったが自動公衆送信のデジタル資料の印刷はできなかった。
- ・日中戦争当時の中国の地図を見たいという依頼があった。国立国会図書館にデータがあり閲覧はできたが、印刷して提供はできなかった。

以上

学校図書館問題研究会 (E-mail) <a href="mailto:info@gakutoken.net">info@gakutoken.net</a> (URL) <a href="http://gakutoken.net/">http://gakutoken.net/</a> 事務局 林 貴子
--